

令和3年 第7回教育委員会定例会議 会議録

- 1 日 時 令和3年7月21日(水)
開会 13時00分
閉会 14時50分
- 2 会 場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室
- 3 出席委員(6名)
- | | |
|---------|---------|
| 教 育 長 | 野 口 弘 |
| 教 育 委 員 | 田 邊 俊 治 |
| 〃 | 大 島 淳 光 |
| 〃 | 木 村 陽 子 |
| 〃 | 長 澤 裕 子 |
| 〃 | 櫻 吉 啓 介 |
- 4 欠席委員(1名)
- | | |
|---------|---------|
| 教 育 委 員 | 丸 山 章 子 |
|---------|---------|

事務局	教育次長	加 藤 弘 行
	担当次長(兼)教育総務課長	堀 場 喜一郎 (除く議案第19～21号)
	教育総務課課長補佐	釜 本 賢 治 (除く議案第19～21号)
	担当次長(兼)学校職員課長	中 村 健 一 (除く議案第19～21号)
	学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐	田 村 創 (除く議案第19～21号)
	担当次長(兼)学校指導課長	寺 井 義 春 (除く議案第19号)
	学校指導課担当課長(兼)課長補佐	藤 尾 裕 (除く議案第19号)
	学校指導課主席指導主事	貞 廣 賢 了 (限る議案第20～21号)
	市立工業高校校長	田 鶴 直 人 (限る議案第19号)
	市立工業高校副校長	西 東 直 人 (限る議案第19号)
	市立工業高校事務局長	池 田 善 隆 (除く議案第20～21号)
	担当次長(兼)生涯学習課長	安 宅 英 一 (除く議案第19～21号)

図書館総務課長
(兼) 玉川図書館長
(兼) 近世史料館長、城北分館長
教育プラザ総括施設長
(併) こども相談センター所長
学校教育センター所長

岩井隆之
(除く議案第19～21号)
今寺誠
(除く議案第19～21号)
熊谷有紀子
(除く議案第19～21号)

5 案件

- 非 議案第19号 令和4年度使用金沢市立工業高等学校教科用図書採択について
(市立工業高等学校事務局)
- 非 議案第20号 令和4年度使用教科用図書(特別支援学級用教科書)の採択について
(学校指導課)
- 非 議案第21号 令和4年度使用教科書の採択事務処理について (学校指導課)
- 報告第23号 犀桜小学校校舎新築工事現場WEB見学会の実施について(教育総務課)
- 報告第24号 金沢市学校給食費条例施行規則制定について (教育総務課)
- 報告第25号 新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について
(学校指導課)

その他

- (1) 次回の定例会議の日程について

6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議あいさつに続いて、傍聴希望者が0名であることが報告された。次に、議事録署名委員に大島委員を指名した。本日の議題について、野口教育長が議案第19号、議案第20号、議案第21号を非公開とするよう発議し、全会一致で非公開とすることを決定した。

審議に入り、報告第23号、報告第24号、報告第25号について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、8月の定例会議の開催日を次のとおり決定した。最後に議案第19号、議案第20号、議案第21号について非公開で審議に入り、閉会した。

* 8月の定例会議の日程：令和3年8月18日(水) 13:30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

- 報告第23号 犀桜小学校校舎新築工事現場WEB見学会の実施について(教育総務課)
(説明の概要) 議案書29ページ。犀桜小学校は、来年4月からの供用開始に向けて現在工事を進めているところであるが、児童や保護者、地域住民の新校舎への関心を高めることなどを目的に、一般社団法人金沢建設業協会が犀桜小学校の育友会と協力し、WEB見学会を実施する。
工事施工業者がYouTubeやZoomを活用し、工事現場内においてライブ配信を行い、新校舎の安全性や特徴などを説明するほか、現場作業員が児童からの質問にも対応する。参加者はスマートフォンや自宅パソコン、学習用端末を通じて、ライブ配信を視聴することができる。実施時期は8月中旬を予定している。当課としても、見学会の円滑な実施に向けて協力したい。

| (特になし)

○ 報告第24号 金沢市学校給食費条例施行規則制定について（教育総務課）

（説明の概要）議案書31ページ。当該施行規則は、本年3月22日に公布された金沢市学校給食費条例の制定に伴い、同条例の施行に関し、記載の4点について必要な事項を定めるものである。

議案書32ページ以降の主な条文について説明する。まず第3条は、学校給食の申込み等について定めている。学校給食を受けようとする際に、あらかじめ保護者等から申込書を提出していただく。9月以降には学校を通じて保護者に申込書等を配布し、提出をお願いしたいと考えている。

第4条では、学校給食費等の1食当たりの額をこれまでどおり児童は250円、生徒は293円とし、アレルギーなど食材に特別な配慮が必要な児童生徒については、減額した金額を定める。この1食当たりの額に実際の提供回数を乗じた額が年間納付額となる。

第7条は納付方法である。原則、口座振替で納付していただき、口座振替が難しい方については納付書やスマートフォン決済等により納付していただく。

第8条では、学校給食費等の納付額および納付期限を規定している。年間納付額を議案書35ページ別表のとおり、5回に分けてそれぞれの納付期限で納めていただく。

このほか、学校給食費等の充当及び還付については第9条で、学校給食費の減免は第10条で、遅延損害金の減免については第11条でそれぞれ規定している。

この規則は令和4年1月1日からの施行とするが、第3条に規定する申込書については、事前に提出していただく必要があるため、令和3年9月1日からの施行とする。

田邊委員

学校給食費について所定の額が定められていますが、例えば個人的な都合で休んで給食がその際に提供されなかったような場合には、その分の回数は差し引かれるのですか。

堀場教育総務課長

現在でも入院等で学校を長期欠席する場合や、インフルエンザ等によって学校への出席停止が求められる場合等については、給食を停止しており、その分については年間納付額から差し引いています。今後も同様の対応としたいと思っています。

木村委員

公会計化が進み、教職員の時間外勤務時間が減ることにつながれば本当に良いことだと思いますが、未納などの場合の対処は教育委員会がされるのでしょうか。

堀場教育総務課長

万が一、未納が発生した場合には、これまで学校の先生方や学校事務の方がその事務を扱っていましたが、公会計化以降については、教育総務課の職員が市職員の立場で徴収事務に当たることとなります。それにより、委員の仰せのとおり、教職員が煩雑な事務から解放され、本務に向き合う時間の確保につながっていくと考えています。

長澤委員

現時点でも学校給食費の減免申請はなされていますか。

堀場教育総務課長

現在、学校と保護者間において、減免手続きは一切行われていません。災害等が発生し、給食費が納付できない状況に陥ったときを想定して、減免手続きをこの規則の中に盛り込んでいきたいと考えています。

長澤委員

そうすると現時点の運用では、個別に保護者から申請があって給食費を減免するといったことはなされていないということでしょうか。

堀場教育総務課長

仰せのとおり、現段階では学校給食の申込みという行為自体もなされていない状況ですので、減免についてもなされていません。

長澤委員

今後、減免申請を規定しますと、多用される懸念はありませんか。

堀場教育総務課長

公会計を導入するにあたり、学校給食の提供については、相手の意思表示をきちんと申込書によって確認を取る必要があります。そのことと同様に、減免される要件についても、きちんと定める必要がありますので、災害等で給食費を支払う資力が一時的になくなった場合などを想定し、減免について規定していきたいと思っています。

○ 報告第25号 新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について（学校指導課）（説明の概要）議案書39ページ。先月の教育委員会議で報告した4、5月の発生状況に加えて6月分を報告する。金沢市立学校で6月の1カ月間において新型コロナウイルス感染症陽性と判定された児童生徒は、小学校で2人、中学校で2人、市立工業高校はいなかった。学校名を公表しなかった者は1人で、計5人となる。

4月の8人、5月の24人と比べ、いったんは落ち着いた状況も見られたが、7月に入り中学校4人、小学校1人の感染が判明し、さらに市内の新規感染数も増加するなど、予断を許さない状況であると認識している。7月6日の校長会議においては、夏休みを前に、3密の回避、正しい手洗い、咳エチケットなど、基本的な感染症予防のための行動を児童生徒に改めて指導を徹底するよう指示したところである。今後も感染症対策に万全を期すとともに、児童生徒の学びの保障に努める。

木村委員

「学校名公表せず」というのは、どういう意味なのですか。

寺井学校指導課長

学校に対して臨時休業の措置、あるいは消毒など特段の措置が必要ないケースについては、学校名の公表はしていません。ただ、これとは逆に臨時休業措置を取る、あるいは校舎の消毒を行う場合は、保護者の了解の下、学校名を公表するという対応を取っています。

木村委員

感染拡大の心配がないということですか。

寺井学校指導課長

委員のおっしゃるとおり、校内での感染拡大の恐れがない状況の場合、学校名を公表していません。

田邊委員

学校名を公表しないという扱いは今のご説明でよく分かりました。感染した児童生徒が小学校なのか、中学校なのかは把握されていると思うのですが、その部分も公表しないという扱いになるのでしょうか。

寺井学校指導課長

学校名を公表しない場合は、「市立学校に在籍する子供」と表現し、小中高いずれも公表しないことにしています。

田邊委員

あまり差はないかもしれませんが、小学校低学年なのか、あるいは中学生なのかというような世代の把握も必要だと思いますので、小学校、中学校という区分がいいのか、10代以下、10代という区分がいいのか、そのあたりも検討しないで済むように願ってはおりますが、将来的には含みに入れておけばいいかと思っています。

寺井学校指導課長

特段の措置を取らない場合、学校名を公表しないという対応を取りますが、教育委員会としては小学生、中学生、高校生などの児童生徒が感染したかは把握しておりますので、全体像として、今後の分析なども含めて、累積等は追跡しております。感染者が出ないことが一番ですので、今後も留意していきたいと考えています。

長澤委員

後遺症についての情報はありますか。これに関してケアをする体制は整っていますか。

寺井学校指導課長

感染症の後遺症について、現時点では教育委員会として特段の報告は把握しておりません。それぞれの医療機関で適切な処置を取っていただいていると考えています。これについては保健所とも連絡等を密にしながら、対応を丁寧にしていきたいと考えています。

以 上

会 議 録 署 名

教 育 長 _____ 署 名

教 育 委 員 _____ 署 名

(大島委員)

[非公開議案の審議結果について]

○ 議案第19号 令和4年度使用金沢市立工業高等学校教科用図書の採択について（市立工業高等学校事務局）

審議結果についても非公開

○ 議案第20号 令和4年度使用教科用図書（特別支援学級用教科書）の採択について（学校指導課）

審議結果についても非公開

○ 議案第21号 令和4年度使用教科書の採択事務処理について（学校指導課）

（説明の概要）議案書2ページ。本市においては、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱に基づき、採択事務を行っている。採択年度においては、第3条にあるように、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置き、第4条第1項により選定委員会の意見を聴くことになっている。また、第5条により、選定委員会は専門的事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会、および各学校に教科用図書研究委員会を置くことになっている。

4ページは、昨年度の採択事務についてまとめた資料である。昨年度はコロナ禍ではあったが、国の通知に基づき、このような採択事務を行い、教育委員の皆さまをはじめ、学識経験者、保護者代表の皆さま、各学校の多くの先生方にご尽力いただき、令和3～6年度の4年間使用する中学校の教科書の採択を行った。

5ページからは、昨年度末に文部科学省より発出された令和4年度使用教科書の採択事務処理の通知である。1の（1）（2）には、小学校や中学校の教科書は基本的に今年度使用している教科書と同一のものを来年度も採択しなければならないことが明記されている。しかしながら、1の（2）の2段落目以降に、例年と異なる留意事項が示されている。抜粋して読み上げると、「なお、令和3年度においては、自由社の『新しい歴史教科書』について、（中略）令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である」と示されている。つまり、通常であれば来年度も今年度と同一の教科書を使用しなければならないこととなっているが、検定を経て新たに発行されることとなった教科書が1者あることから、採択替えを行うことも可能となった。

なお、留意点にあるように、「（ア）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみ」、つまり中学校の社会科歴史分野のみであることや、「（イ）採択替えを行うか否かは、採択権者（つまり教育委員会）の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯および内容等を踏まえて判断することも考えられること」と明記されている。

これらの通知に基づき、教育委員の皆さまには、事前に新たに発行されることとなった自由社の歴史教科書や、石川県教育委員会が作成した調査研究資料、令和2年度における調査研究資料、今年度の教科書展示会に寄せられた市民の意見等を事前に配布したという経緯である。なお、今年度の教科書展示会については、13ページにあるように、6月11～24日に金沢市教育プラザ富樫のティーチャーサポートセンターブース8にて開催し、27名が来会し、27枚の意見書が寄せられた。また、14ページから19ページには、その他の金沢市内の展示会場を含めて、市民等から寄せられたご意見を一覧にまとめさせていただいた。なお、20ページには、今年度事務局に送付された要望書を掲載させていただいた。

令和4年度使用教科書の採択事務処理について、本市としてどのような対応をしたらよいのか、お諮りしたい。

教育委員	<p>今回、中学校の社会科歴史分野で、文部科学大臣の検定を経て新たに認められた教科書が出てきました。国の通知は異例なような気がするのですが、よくあることなのでしょうか。それから、再申請という記述がありますが、この自由社の教科書は、昨年度は発行されなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>採択事務の処理についての通知は、毎年度末には出ておりました。ただ今回、新たに発行される教科書があるということで、その内容について、先ほど申し上げたような部分が付加されて通知が出されているということです。また、今回のように新たに発行される教科書が出てきたことについては、少なくとも本市において過去10年間、採択年度ではない年に教科書が新たに発行されることはありませんでした。</p> <p>2点目の再申請についてですが、自由社の教科書については令和元年度、文部科学大臣の検定で一度不合格となったため、昨年度は発行されませんでした。しかし、再申請が行われ、令和2年度に検定に合格したため、今年度発行されることになりました。</p>
教育委員	<p>通知は毎年こういった形で出されるとのことでしたが、再申請の記述を含んだ文面はあまり例がないような気がします。こうしたケースでの採択事務はこれまであったのでしょうか。</p>
事務局	<p>このようなケースは初めてで、同様の採択事務を行ったこともこれまでありません。初めてのケースですので、どのような事務処理を行うのがよしいのか、採択権者である教育委員会にお諮りするということです。</p>
教育委員	<p>昨年度採択した育鵬社の教科書と今回の自由社の教科書の二つから選ぶということでしょうか。</p>
事務局	<p>公平な採択を行うためには2者の比較、つまり自由社と育鵬社の2者の比較ではなく、昨年度審議していただいた7者と自由社を合わせた計8者について、改めて審議する方が適切であると考えています。</p>
教育委員	<p>今日の協議ですが、これまでどおり選定委員会、調査委員会等を開催した上で、歴史的分野の教科書8者について審議して採択を行うのか、それとも県の選定資料や昨年度の審議結果を踏まえて、現行の教科書を継続採択するのか、これらについて教育委員会の権限と責任で判断するということがよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃったとおりです。採択権者としてどのような採択事務処理を行うのかを判断していただくことになります。</p>
教育委員	<p>昨年、私は参加していないのでお聞きしたいのですが、昨年はどのぐらいの時間をかけて審議されたのですか。</p>
事務局	<p>昨年度の審議時間は、選定委員会が4日間で13時間19分、教育委員会議は4日間で13時間48分となっています。なお、これらの審議の基となる資料を作成するために、市内全ての中学校で研究委員会を設置し、調査研究していただいています。また、教科の専門性の高い現場の先生方57名にも約4週間調査研究していただき、2日間にわたって報告書を作成していただきました。</p>
教育委員	<p>かなり時間をかけて慎重に審議されているということですね。</p>

事務局

大変丁寧な審議をしていただいたと思っています。

教育委員

昨年度は新型コロナウイルスの拡大により、この定例会議も中止になるぐらい、非常に厳しい状況が続いた中で、教科書採択を行うことそのものもなかなか厳しい状況だと感じていましたが、教科書採択をしなければならぬという節目の時期であり、学習指導要領が改まった大事な時期でもあったので、感染症対策に配慮しながら、十分な時間を費やして審議を進めてきたと思っています。

今年度、再び十分慎重に、時間をかけての会議を改めて行えるのかというと、今、感染状況はかなり拡大している状況ですので、昨年度と同じように選定委員会を立ち上げて、各学校での議論を行っていくことが可能なのかというと、なかなか難しいのが実情だと思っています。昨年度、慎重な審議で決定した教科書でもありますので、改めて検討し直すということは、非常に強い理由がない限り、適切ではないのではないかと思います。

自由社の教科書については、新たに合格されたということですが、教科書採択のサイクルに沿って、今回の採択の折に比較しながら選ぶ手続きが適切ではないかと考えています。

教育委員

私も同じ考えを持っています。新たに発行された教科書を見せていただいたのですが、大変読み応えがあるように思いました。大人が見ても面白く、興味深い内容が多く含まれていたように感じます。一方、使われている言葉が少し難しいところもあると思いました。現在使っている教科書は、私たち教育委員の総意をもって、子どもたちが興味を持って学べるという視点で決めた教科書ですので、現在使っている教科書を使用する方向でいいのではないかと思います。

教育委員

今回、私は8者の教科書に一通り目を通したのですが、各者特色が出ていると感じました。今回、新たに発行された教科書と現在使用している教科書、その他の教科書の近現代のところを中心に読み比べると、身に付けたい資質・能力という観点で考えたときには、大きな差はないと感じました。

また、市民の方のご意見も拝見しました。歴史的事象や記載に関する様々な見解があって一つ一つ見比べていたのですが、私が中学校のときに使った教科書と内容がかなり異なっている部分がありました。30、40年経つ間に新しい研究が進んで、これまでの記載内容と違う表記や見解に修正されている内容も結構あったように思います。教科書の内容は今後もどんどん変わっていくものだと思うので、研究が進めば、近現代であっても記載はどんどん変わっていくものではないかと思います。

それぞれの教科書に違いがあっても、検定に通っているのであれば、明らかに今回、新しく検定を通った自由社でなければならないという理由もないし、他のものでないといけないという理由もないのではないかと感じています。

昨年、かなり時間をかけたということなのですが、今年も同じような時間をかけられるのでしょうか。

事務局

今年度については、県の通知に基づき、9月3日までに県へ報告することになっているので、選定委員会等を実際に行っていくとなると、大変厳しい日程になることが予想されますが、不可能ではありません。しかし、委員の皆さまからもご意見がありましたが、コロナ禍で本市も感染状況が厳しい状況を迎えている中であり、今後、昨年度と同じような選定委員会、調査委員会、学校での研究委員会が行われることについては、不透明な状況であると捉えています。

教育委員

国の通知等で採択替えを行うことも可能であるという表現をされていますが、昨年度あれだけ時間をかけて、教育委員会以外の学校関係者や専門家、あるいは保護者等、本当にたくさんの方と連携しながら、最終的に採択に至っており、あれが最終的な意思決定だったと思っています。再度採択をやり直すというのは非常に考えにくいと思っています。

また、我々の存在意義は、学校現場と子どもたちがより良い教育環境をつくっていくことではないかと思っています。それに対して、今回仮に採択替えを行った場合に、既に学校現場で使用されているものを白紙に戻す形になるので、混乱が生じると思います。そういったことは避けるべきであり、私は採択をもう一度行う必要はないと思います。

教育委員

私も現在使用している教科書を継続使用するのがいいと考えています。教科書採択に当たっては、適正な手続きの保障と、教材としての安定性の2点が重要だと考えています。まず、子どもたちが学ぶ教科書は、学習指導要領に則って、教育委員会が多角的観点からその適格性を審査するという適正な手続きの下で採択されなければならないと思います。そして、教科書は子どもたちが日常的に使用して、教員がこれに依拠して授業を構成していくものという最も基本的な教材であることに鑑みれば、適正な手続きの下、採択された教科書は、いったん採択されたならば基本的な教材として一定の安定性が保障されるべきだと考えています。適正手続きを経た採択と基本的な教材としての保障の二つの要請を調整するものとして、4年に一度の周期で教科書は見直されていると考えています。

今回のケースは、先ほど事務局がご説明くださったように、昨年度に選定委員会や調査委員会を開催して、対象となる教科書に対して綿密な調査研究と熱心な審議の結果、現在使用されている教科書が採択に至ったので、採択手続きの適性は満たされているといえます。そうであるならば、教材としての安定性にも配慮して、現時点で再度審議すべきではないと考えています。

また、資料6ページの(2)(ウ)に「新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書または新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能である」と書いてあります。改めて審議して採択した結果、全く違う教科書を採択することも可能となれば、4年に一度の採択年度以外に教科書が発行されれば、採択の全てが常にやり直しできることにもつながりかねません。このような事態は、先ほど申しました4年に一度の周期で教科書を見直すという運用の趣旨を没却してしまうのではないかと考えます。

これはやはり教育現場や子どもたちに良い影響を与えないのでは、という委員が先ほどおっしゃってくださったことと同じと考えています。

教育委員

私も採択の4年間のサイクルを遵守すべきではないかと考えます。異例の形で合格になった自由社の教科書ですが、合格したということで教科書としての水準を満たしていることは十分に分かるのですが、先ほど説明がありましたように、これまでに前例のない形での手続きによる異例の要請でもありますので、前例のないことを行うことは、これからの前例になります。ましてや、コロナ禍の状況下で多大な時間を再度費やすことは困難でもあり、仮に万が一、採択替えとなれば、現場の先生方が混乱してしまうことも十分予想されますので、そういうことは避けて、4年間の採択サイクルを守るべきであると思います。新たに合格した自由社の教科書は、次回審議の中で十分検討するという判断が妥当だと考えています。

教育委員

私も、子どもたちにとってふさわしい教科書であるかという視点で考えています。県の選定資料を頂いたのですが、多面的・多角的に考察できる

よう配慮されているというよい評価だったと思うのですが、子どもたちにとっては、教科書が途中で変わると混乱するのではないかという思いは非常にあります。加えて、昨年度採択した育鵬社の教科書は、伝統文化を尊重する態度を養えるような配慮があり、金沢の子どもたちにはふさわしいのではないかという思いがあります。今回、あえて採択を行う必要はないと思います。

教育委員

展示会でも市民の皆さんから27件に及ぶご意見を頂戴しています。歴史認識については様々な考え方があるのが実態ですので、どの発行者にあっても、検定を経た教科書ということからすれば、いろいろな見方、多面的・多角的な見方・考え方を教科書の中に反映しています。いずれも学習指導要領に基づいて指導することを考えれば、特に問題がないと捉えています。昨年度の採択結果を踏まえて、それを尊重していくべきではないかと考えています。

教育長

これまでのご発言からは、現行の教科書を継続して使用すべきであるというご意見であったと捉えています。

教育委員

先ほどから委員の皆様方のお話を聞いていても、昨年度慎重に審議された上での採択ですし、もし今、現場の教科書が変わると、その教科書に合わせて教材を作ったり研究したりした労力がまたゼロからとなると、本当に現場も混乱するでしょうし、先生方の超過勤務を減らそうと努力されている中、適切な選択とはいえないと思います。子どもたちも混乱すると思うので、現行の教科書の継続使用がいいと思います。

教育長

今日は残念ながらご都合でご欠席になっている委員からは、どのようなご意見を頂戴しているか、もしございましたら、ご説明いただけますか。

事務局

委員からは次のようなご意見を頂いています。「学校では今の教科書を使って勉強し始めたところですが、もし採択替えが行われると、先生方はせっかく作成した教育課程や教材を作り直すことになりまして、生徒の学習の妨げになることも心配されます。また、今後も採択年度でない年に教科書が発行されるたびに調査研究するとなると、現場に大きな負担がかかりますので、4年間の採択のサイクルを変えないためにも、昨年度の結果を尊重したいと思います。ただし、当日は出席がかないませんので、他の委員の皆さまの決定に一任します」というご意見を頂いています。

教育長

委員のご意見も、これまで皆さんからお出しいただいたご意見と相違はありませんでしたので、本市としては、昨年度採択した教科書を引き続き使用するという事でよろしいでしょうか。

教育委員

異議なし。

以上